

令和5年度第5回木津川市介護保険事業計画等策定委員会 会議経過要旨

会 議 名	令和5年度第5回木津川市介護保険事業計画等策定委員会		
日 時	令和5年12月25日(月) 午後1時30分～午後2時30分	場 所	木津川市役所5階 全員協議会室
出 席 者	委 員 員	<p>■安藤会長 ■兎本副会長 ■馬副会長</p> <p>■光井委員 ■岩本委員 ■山本委員</p> <p>■鴛田委員 ■井上委員 ■石塚委員 ■辰巳委員</p> <p>■小石委員 ■内藤委員 ■村田委員 □入江委員</p> <p>□木下委員 ■大前委員 □泉委員</p> <p>□島本委員 ■山川委員 ■新井委員 ■金森委員</p>	
	事 務 局	<p>山本健康福祉部長、平野健康福祉部次長、 竹村高齢介護課長、中西高齢介護課主幹、 林高齢者福祉係長、木村介護保険係長、 森川介護保険係担当係長、岡田主任 株)サーベイリサーチセンター片山氏</p>	
傍 聴 者	0名		
議 題	(1) 第10次木津川市高齢者福祉計画・第9期木津川市介護保険事業計画について		
会 議 結 果 要 旨	<p>1 開会 開会宣言 委員14名の出席により、会議が成立していることを確認した。 (成立確認後3名出席され、出席委員17名となった。)</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議題 安藤会長が議長となり、議事を進行した。</p> <p>① 第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について 事務局より資料1～4により説明した。</p> <p>4 その他</p> <p>① パブリックコメントについて 募集期間は12月26日まで。現時点で1名提出があった。</p> <p>② 第6回委員会を1月16日(火)午後1時30分に開催予定。 次回が今期最後の委員会となり、答申いただくことになる。 最終的に保険料を決定し、必要な手続きを進めていく旨を報告した。</p> <p>4 閉会</p>		

<p>会議経過要旨</p> <p>◎：会長 ○：委員 ⇒：事務局</p>	<p>1 開会 会議結果要旨のとおり。</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>① 第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について 【資料1】 第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 (p. 66～) 【資料2】 第1号被保険者の保険料：国資料抜粋 (R5. 7. 10) 【資料3】 給付と負担について：国資料抜粋 (R5. 12. 22) 【資料4】 介護保険料の設定について (案)</p> <p>【説明】 資料に基づき説明した。</p> <p>→国の保険料標準段階が設定された。当初案と比較し、第1～3段階までの乗率や各段階の合計所得金額の設定に変更がある旨を報告。</p> <p>→税制改正による不利益をなくすための10万円控除特例措置が行われない旨、国から通知があったため、所得段階人数に変動がある。介護報酬改定の反映等を踏まえ、再度見込みを積算し、検討しながら結論を出していく旨を報告。</p> <p>→国の保険料標準段階が示された。市の現行段階と比較し、大きな乖離がないため、国の標準段階で設定する方向で進めたいと考えている。</p> <p>【主な質疑・応答、意見】</p> <p>○：第2号被保険者の人数を掲載する必要があるのではないか。人数によって保険料が変わるのであれば、第2号被保険者の情報をもう少し掲載すべきだと思う。</p> <p>⇒：第2号被保険者の人数については、今回配布した資料は66ページ以降を抜粋しているため確認ができないが、64ページに掲載をしている。また、第2号被保険者の保険料相当分については、医療保険の保険者により徴収、国の基金として管理され、その基金から木津川市に入ってくるという仕組みのため、市の第2号被保険者の人数や年齢構成で金額に変動があるものではない。市として、第2号被保険者がどの程度いるのかは計画に記載しているが、介護保険料の算定には直接影響されないため、そこまでは記載していない。</p> <p>○：介護保険料の設定については、準備基金は取り崩さないということか。</p> <p>⇒：資料については、現状として基金を全く取り崩さない状態で算出した金額を掲載している。基金を入れない場合、保険料が現行より上がるため、できれば現行と変わらず月額5,800円になるよう基金を投入していき、据置き、もしくは可能な限り安く設定できるような形で検討したい。</p>
--	---

	<p>○：この金額に基金を投入し、保険料を上げないようにするという意味か。 ⇒：そのとおり。</p> <p>⇒：現時点で、基金を投入しなければ、保険料基準額がどの程度になるのかということを提示している。今後、介護報酬改定等が反映されると、若干給付費の変動があると思われるが、国の標準段階で、基金投入なしで積算した場合、現時点では保険料基準額 6,185 円が必要となる。この金額でいくと、次期介護保険事業が成り立つということだが、保険料は値上がりということになる。</p> <p>令和4年度末の基金残高は5億円強あり、この基金を活用しながら、できる限り介護保険料を抑制していくということについても、委員会のなかで意見をいただきながら、検討していきたいと思っている。</p> <p>現行の第14段階から国標準の第13段階への移行による影響も踏まえ、その是非について、まずは委員会から意見をいただきたい。</p> <p>○：現段階ということで説明をうかがったが、第13段階にするというのは決定する方針で進めるという理解でいいか。更にその上で、多段階化をしていった場合、基準額がどうなるのか、また準備基金をどの程度活用していくのか、ということによいか。</p> <p>⇒：その方針で問題ない。</p> <p>⇒：国が設定する低所得段階や高所得段階の乗率についても、この割合で算定させていただいてよろしいか。</p> <p>◎：その方針でよろしいか。</p> <p>○：特に異議なし。</p> <p>4 その他 会議結果要旨のとおり。</p> <p>5 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>なし</p>